② 上記⑻の④に規定する刑に係る確定判決において、請負者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

③ 請負者が発注者に入札心得第４条の３（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。また、請負者が上記⑻及び⑼の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

⑽ 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る契約保証金の額は10分の３以上とし、前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とすること。

⑾ 契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

⑿ ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

⒀ 発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

⒁ 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⒂ 関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ。

⒃ 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も、上記４の⑶により申請書、資料及び入札時の技術提案を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⒄ 電子入札について

① 電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

② 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札システム運用基準標準例」（関東農政局ホームページ：http://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/order/index.html）による。

⒅ 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

① 監督体制の強化等

ア 施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年３月31日付け農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。

イ 下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。

ウ 請負者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、請負者は関東農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

a 工事成績70点未満の評定を通知された者

b 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

c 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

d 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

⒆ 低入札価格調査対象工事に係る対策について（試行）

① 次に示す段階において、監督職員が文書により請負業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

ア 施工確認段階

イ 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ウ 下請け契約状況調査（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

② 上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において関東農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を次のとおりとする。

ア 総合評価落札方式の場合　１年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50％減ずる。

イ 公募型指名競争入札等の場合　１年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定（最大３点）を３点減ずる。

③ 上記①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間（対象工事が２箇年以上にまたがる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。）、関東農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

④ 本工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講ずる。

⒇ 出来高部分払方式　中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合で契約工期が180日を超えるものについては、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(21) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshihisa Miyamoto, Director General of Kanto Regional Agricultural Administration Office

(2) Classification of the services to be procured : 41

(3) Subject matter of the contract : The Manufacture and installation of the smallscale hydropower generating equipment of Akamatsu main canal in Ooi River Irrigation project (The second period).

(4) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 A.M., 26 May, 2011

(5) Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M., 11 July, 2011, in case of submission by document : 3 : 30 P.M., 12 July, 2011, in case of submission by mail : 5 : 00 P.M., 11 July, 2011

(6) Contact point for tender documentation : Kiyotaka Yasui, First Technical Review Section, Design Division, Rural Infrastructure Department, Kanto Regional Agricultural Administration Office, 2―1 Shintoshin, Chuo-ku, Saitama city, Saitama prefecture 330―9722 Japan. TEL 048―740―0534